

解体業 廃業等届出書

年 月 日

広島市長

届出者 郵便番号
住所
氏名
〔 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた 解体業 破砕業 の廃業等

について、使用済自動車の再資源化等に関する法律 第64条 第72条において準用する第64条

の規定により、届け出ます。

廃業等の理由	
--------	--

備考

- 1 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。
- 2 届出する者は次のとおり
 - (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
 - (5) その許可に係る（解体業／破砕業）を廃止した場合 （解体業／破砕業）であつた個人又は（解体業／破砕業）であつた法人を代表する役員

注1 不要な文字は、消すこと。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。